

訪問カレッジ通信

第 3 号



「やまびこ」

〒187-0035

東京都小平市小川西町4-34-2

電話&FAX 042-403-3229

Email: ccsupport@jcom.home.ne.jp

医療的ケアの必要な方のキャリア発達を支援する

私は、外部専門家の立場で、都内の肢体不自由特別支援学校の授業をたくさん見えています。その際に、「授業は、子どもの存在をつくる場、自己実現の場。子どもの内的で主体的な学びの場」と必ず言っています。「存在をつくること＝キャリア＝その人らしい人生の価値を創ること」と考えてのことです。

今、学校では、授業の中にキャリア教育の視点をどう落とし込むかが課題となっています。キャリアは、「社会の中での様々な役割を果たしていく過程で見出す価値の積み重ねから紡ぎ出される個々人の生き様であり、したがって、一生続き変化し続ける過程である」とキャリア教育の専門家・渡辺三枝子先生は意義づけています。学校は、時間的にも空間的にも閉じている場ではなく、蓄積された力が、生涯にわたって発揮できるよう、未来につながる場とする指導や支援が尊重されるようになりました。

これまで、私たちは、「学ぶことは、生きること、生涯にわたって学ぶ喜びを！」として障害の重い子どもの「生涯学習」の機会と場の必要性を提言してきました。しかしながら、「生涯学習」と言うと、既成概念で受け止められ、「趣味」とか「生きがい」は「ぜいたく」と言われてしまう、との声も聞こえてきます。「生涯学習」は、どうも、アピール度が低いようです。

そこで、卒業後も、学校との切れ目がないように、継続性・連続性・発展性を考慮し、「医療的ケアの必要な方のキャリア発達を支援する」として、アピールすることにしました。18歳以上の医療的ケアの必要な方々にとっては、その人らしく、生き生きと活動できるキャリア発達の機会は、奪われています。そして、「存在＝キャリア」を創る場は、皆無に等しい状況です。

「障害者差別解消法」がスタートした今、キャリア発達の機会は、いつでも、どこでも、誰にでも、いくつになっても「合理的配慮」として備えられるべきと考えています。

熊本の一日も早い安心・安寧な日々招来と復興を祈念しています。

特定非営利活動法人地域ケアさぼーと研究所理事長 飯野順子

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成 28 年 4 月

(目的) 第 1 条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。



<訪問カレッジ学習支援員>

平成28年度 新入学と進級について

平成28年度の新入生は、鈴木和来さんと坂口浩太さんです。進級された8名とあわせて、本年度は10名の学生が学びます。

鈴木和来さん（平成28年度入学生）

はじめまして。3月に永福学園高等部を卒業しました和来です。よろしくおねがいします。

私の自慢は、何と言っても、明るくて仲良しの家族です。ムードメーカーのお父さん、頑張り屋のお母さん、しっかり者のお姉ちゃん、お茶目なおばあちゃん、そして犬のこんちゃんです。その他にも訪問看護婦さんやヘルパーさんやPTさんも大好きです。応援団がいっぱいで幸せです。

4月5日の入学式は、はじめておうちでの入学式でしたが、こんちゃんも参加できてとても嬉しかったです。家族全員でお祝いしてもらいました。

飯野先生から、鳥笛と「とりがすきになった山」という素敵な絵本を読んでもらいました。わたしも大きな木に育ちたいな、と思いました。

早く、石井先生とも仲良くなって季節の行事や伝統芸能の話や音楽なども勉強したいです。指先でスイッチを動かすこともがんばります。

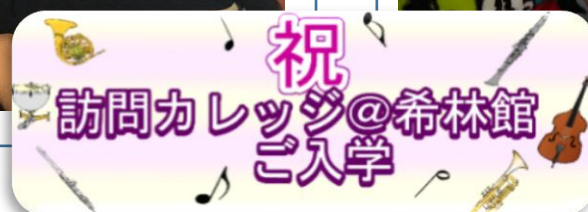
坂口浩太さん（平成28年度入学生）

4月に入学した坂口浩太です。僕は7年前に八王子東特別支援学校を卒業しました。山谷君は八王子東時代の同級生ですが、訪問カレッジでは大先輩ですね。これから僕もこの訪問カレッジでいろいろな勉強をしていきたいと思います。よろしくおねがいします。

僕が好きなことは、AKBの歌を聴くこと、体を動かしてもらうこと、周りの人がうわさ話をしているのを聞くこと、散歩などです。チャームポイントはなんととっても笑顔ですね。

さっそく訪問では、ぼくの好きなAKBの「恋するフォーチュンクッキー」で始まりの会がスタートすることになりました。アッ、これから始まるな！という感じです。それから、お母さんが齋藤先生と中学部時代の同級生のことや修学旅行、文化祭の話や懐かしそうにしているの聞いて、笑ってしまうこともあります。

体の取り組みや散歩、お話、作品作りなどこれからの勉強がとても楽しみです。



学びの風景

佐藤友哉さん（平成26年度入学生）

佐藤友哉です。

私は、今年の3月で20歳になりました！この写真は、今年の1月に、病棟で私の成人をお祝いする会があり、その時の様子です。

今訪問カレッジでは、パソコンを利用し、音楽のソフトで作曲をしたり、お絵かきソフトで世界のいろんな国の国旗を描いたりしています！

これからも、訪問カレッジで作曲をしたり、いろんな絵を描いたりしたいです。



佐藤豊さん（平成24年度入学生）

体の取り組みと“ものづくり”をテーマに、毎回訪問カレッジの授業を楽しみにしています。入学してから、様々な“ものづくり”にチャレンジしてきましたが、その中で3年ほど前から継続して「草木染」に取り組んでいます。

草花を煮出した液に布を浸し染める…その作業は、本格的！先生方は、豊のとれる楽な姿勢を保ちながら、材料や道具など手元がよく見えるよう工夫して



くれます。思いがけない発色をして驚き、布に色がうつっていく様子を先生たちと一緒に息を潜め

ながら待っていたり…そして、自然の色をもらって染まった布を、満足そうな表情で眺めています。

紫蘇、マリーゴールド、セージ、藍、びわの葉…これからも季節の色を感じながら、広がっていく訪問カレッジライフを楽しんでほしいと願っています。



第8回地域生活の医療的ケアを考えるフォーラム

訪問カレッジのような訪問系のキャリア発達を支援するシステムのニーズと取り組みを考えます。

期日 平成28年7月16日（土） 午後1時から4時30分

会場 国立オリンピック記念青少年センター センター棟4階403（小田急線参宮橋駅下車徒歩7分）

内容 講演 横浜市社会福祉協議会会長 日浦 美智江氏、3団体の実践報告

第3回訪問カレッジ♣文化フェスタのお知らせ

訪問カレッジで作った作品や学習の成果を学生自身が発表したり、芸術を鑑賞したりする文化的行事として毎年秋に文化フェスタを開催しています。

今年度、第3回は次の日時場所で開催予定です。ご予約ください。

期日 平成28年10月29日（土） 午後2時から

場所 東京都立小平特別支援学校（〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-33-1）音楽室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

平成25年4月施行「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の附則には、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずることとされていました。厚生労働省社会保障審議会障害者部会は、平成27年12月14日に「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」をまとめ、標記の法案の審議が5月10日から衆院厚労委員会ではじまりました。法律の改正は公布日による施行ですが、介護サービス等の施行期日は介護報酬の改定を経た平成30年4月1日となっています。

ここでは法案に含まれる医療的ケア関連で注目したい内容をピックアップして紹介します。

①重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

②居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

障害児支援について、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通

所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

③医療的ケアを要する障害児に対する支援

総合支援法改正案 第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

従来、総合支援法に基づいて障害者には福祉計画が作成されていたが、障害児は扱われていなかった。児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

⑤補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)

補装具について、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合があることから、「購入」を基本原則にした上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。



「賛助会員」の募集

1 賛助会員の年会費は

個人 ー□ 3,000円

団体・法人 ー□ 10,000円 です。(何

□でも構いません)

2 ご賛同いただける場合は、振込用紙をご利用いただき、郵便振替口座にお振り込み下さい。

3 「訪問カレッジ通信『やまびこ』」を年2回発行し、お届けします。

賛助会員数 個人45名 団体4 (H28.5.1現在)

【振替口座】

□座名 トクヒ)チイキケアサポートケンキュウシヨ

□座番号 00110-2-616037